

第1回「大阪市社会福祉施設職員人権研修」開催要項

- 1 目 的
障害者雇用促進法43条第1項により、従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の割合を「法定雇用率2.2%」以上にする義務があり、従業員を45.5人以上雇用している企業は、障がい者を1人以上雇用しなければならない。
障がい者雇用の現状と動向、及び、受け入れに当たってどのような配慮が必要かについて学び、職場における障がい者の人権や配慮について考えることを目的として開催する。
 - 2 主 催
大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会
大阪市社会事業施設協議会
社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会
 - 3 対 象 者
大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会会員、大阪市社会事業施設協議会の加盟6団体に属する社会福祉施設の職員
 - 4 テ ー マ
「障がい者雇用と人権」
 - 5 日 時
平成31年5月20日（月）
午後3時～5時（受付：午後2時30分～3時）
申し込み締め切り5月15日（水）
 - 6 会 場
大阪市社会福祉研修・情報センター 5階 大会議室
 - 7 講 師
社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ
大阪市職業リハビリテーションセンター
所長 酒井 京子
 - 8 定 員
100人
定員を超過し、参加ができない場合のみ連絡する。
 - 9 参 加 費
無料
- *今後の予定
平成31年度の人権研修は、このあと、8月・10月・1月に開催し、内容は「こどもの人権」「インターネットにおける人権（個人情報の保護含む）」「発達障がいへの理解」を予定。

大阪市社会福祉施設職員人権研修 第1回 参加申込書

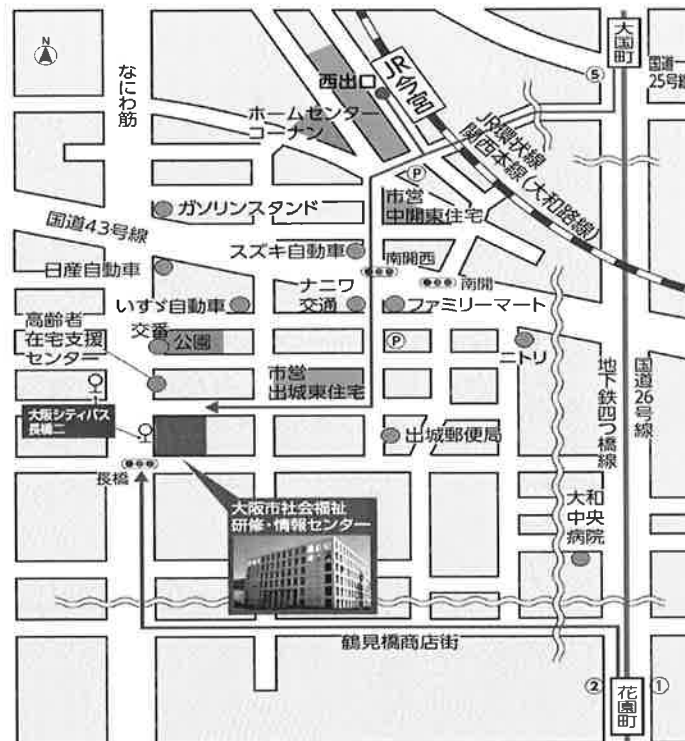
テーマ 「障がい者雇用と人権」

日時 5月20日(月) 午後3時～5時 (受付：午後2時30分～3時)

FAX 06-4392-8272 申込締切日 5月15日

施設名			
	電話	FAX	
所属連盟	(児童・保育・老人・生保・地域・障がい)・その他()		
名前	ふりがな	職種	
名前	ふりがな	職種	
名前	ふりがな	職種	
備考欄			

◀会場▶ 大阪市社会福祉研修・情報センター 〒557-0024 大阪市西成区出城 2-5-20



- JR環状線・大和路線「今宮」駅(西出口)から徒歩約10分
- 地下鉄四つ橋線「花園町」駅(2号出口)から徒歩約15分
- 市バス「長橋二丁目」バス停すぐ〔52系統(なんば～地下鉄花園町～あべの橋)〕